

保険者協議会中央連絡会設置要綱（案）

（目的）

第1条 保険者協議会中央連絡会（以下「連絡会」という。）は、各都道府県に設置された保険者協議会の連携協力を促進することを目的とする。

（事業）

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するために、次の活動に関する連絡調整を行う。

- （1）各都道府県の保険者協議会の運営
- （2）前号に掲げるものの他、目的を達成するために必要な事項に関すること

（構成）

第3条 連絡会は次の団体によって構成する。

- （1）健康保険組合連合会
- （2）社団法人 国民健康保険中央会
- （3）社団法人 全国国民健康保険組合協会
- （4）社団法人 共済組合連盟
- （5）社団法人 地方公務員共済組合協議会
- （6）日本私立学校振興・事業団
- （7）社会保険庁
- （8）厚生労働省（※オブザーバー）

（運営）

第4条 連絡会には幹事団体を置くこととし、構成団体の中から互選する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて幹事団体が召集する。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、国保中央会に置くものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は連絡会において別に定める。

附 則

（施行期日）

1. この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

保険者協議会中央連絡会 出席者名簿

50 音順

氏 名	所 属
コイケ 小池 ケイザブロウ 啓三郎	日本私立学校振興・共済事業団 理事
シラカワ 白川 シュウジ 修二	健康保険組合連合会 健康開発共同事業委員長 (東芝健康保険組合 理事長代理)
タナカ 田中 カズヤ 一哉	社団法人 国民健康保険中央会 審議役
ツシマ 対馬 タダアキ 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
ナカムラ 中村 ヨシアキ 嘉昭	社団法人 全国国民健康保険組合協会 常務理事
マツオカ 松岡 マサキ 正樹	社会保険庁 運営部医療保険課長
ミズグチ 水口 タダオ 忠男	社団法人 地方公務員共済組合協議会 常務理事
ミネムラ 峯村 エイジ 栄司	社団法人 共済組合連盟 常務理事

オブサーバー

氏 名	所 属
フカダ 深田 オサム 修	厚生労働省 保険局総務課医療費適正化対策推進室長